大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務仕様書

第1章 総 則

(適 用)

第1条 この仕様書は、契約書等に定めるもののほか、委託者大津市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託した「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務」(以下「本業務」という。)について適用する。

(目 的)

第2条 現経営戦略については、水道事業、下水道事業及びガス事業において、前期が令和6年度末をもって期間満了となることに伴い、令和7年度から令和18年度までの12年間を計画期間とする経営戦略に改定する。本業務については、経営の現状や、経営環境・社会情勢の変化を踏まえ、施策方針や主要施策(デジタルの活用(DX)、グリーン化(GX)を含む。)を再検討するなど、国が求める「より質の高い」経営戦略とするために必要な支援を得ることを目的とする。また、水道事業においては、「湖都大津・新水道ビジョン」の「重点実行計画」の前期が期間満了となることから同計画の見直し及びレビュー、水道事業・下水道事業においては、原価算定を本改定に合わせて行うこととし、これらの作業の支援も委託する。

(関係法令等)

第3条 本業務は、本仕様書のほか、法令等に準拠するものとする。

(守秘義務)

第4条 乙は、本業務を実施するうえで知り得た行政及び個人の情報に関わる秘密を、甲の 許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(「不当介入に関する通報制度」の徹底)

- 第5条 乙は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様 式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、甲に報告するものとする。

また、乙は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む。)に対して、十分に指導を行うものとする。

3 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。

(従業員の健康状態の確認)

- 第6条 乙は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、 せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。
- 2 高病原性新型インフルエンザ等 (新感染症を含む。)流行時においては、甲は乙に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

(配置する者の資格及び業務経歴)

第7条 乙は、本業務履行のため、次のとおり管理技術者、照査技術者、担当技術者及び財 務担当者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う者であり、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が発注した次に示すア又はイのいずれかについて業務経験を有する者で、かつ(グループの場合は構成員のいずれか1者が)直接雇用している者でなければならない。なお、「直接雇用」とは、その者とその者が所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働条件、雇用、権利構成)が存在することをいい、在籍出向者及び派遣社員は該当しない。以下(2)及び(3)において同じ。

ア 公営企業の経営戦略の策定又は改定の支援を行う業務

イ アの他、公営企業の経営計画等(水道ビジョン、アセットマネジメントを含む。) の策定又は改定の支援を行う業務

(2) 照查技術者

照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、(1)で示したア又はイのいずれかについて業務経験を有する者で、かつ(グループの場合は構成員のいずれか1者が)直接雇用している者でなければならない。

(3) 担当技術者

担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、(1)で示したア又はイのいずれかについて業務経験を有する者で、かつ(グループの場合は構成員のいずれか1者が)直接雇用している者でなければならない。

(4) 財務担当者

財務担当者は、投資・財政計画の作成等、財務に関する専門的業務を担当するものとし、(1)で示したア又はイのいずれかについて業務経験を有する者で、かつ公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づく公認会計士の資格を有するものでなければならない。

- (5) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は相互にこれを兼任できない。
- (6) 担当技術者と財務担当者は兼任することができる。

(作業計画及び工程管理並びに管理技術者等)

- 第8条 乙は、契約締結後、10日以内に業務計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに甲の承認を受けなければならない。なお、甲は、乙が配置した管理技術者、照査技術者、担当技術者及び財務担当者(以下「管理技術者等」という。)が業務遂行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して乙に変更を求めることができる。
- (1) 業務内容
- (2) 業務詳細工程表
- (3) 業務実施体制及び組織図
- (4) 業務に従事する管理技術者等、乙が提案する組織、体制上配置する者の職氏名一覧 及び主要業務経歴
- 2 乙は、業務実施の状況について、甲に適時、報告するとともに、甲の指示があった場合 は、甲の請求する成果又は資料を提出し、その内容の説明を行うものとする。

(身分証明書)

第9条 乙は、常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

(打合せ)

- 第10条 乙は、この業務の主旨を熟知し、甲と密に打合せを行い、詳細な点については特に緊密な連絡を保った上で作業を行うものとする。
- 2 業務に関する打合せは、適宜実施するものとし、議事録については乙が取りまとめを行い、速やかに提出するものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

- 第11条 業務内容については、次のとおりとする。なお、本業務の実施にあたっては、国が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づき、甲が実施する経営戦略の改定が適正かつ円滑に行えるように留意すること。
 - (1) 水道事業に関する業務
 - ア 経営戦略改定に必要な資料収集の支援 収集すべき資料のリスト化など
 - イ 経営の現状分析の実施 決算分析による現投資・財政計画との乖離要因の分析と対策案の提示など
 - ウ 有収水量予測・料金シミュレーションの実施

令和36年度までの有収水量・料金シミュレーションの予測(楽観・中間・悲観の 最低限3パターン)の実施

エ 施策方針、主要施策、経営目標の再検討の支援 有収水量予測を踏まえて施策方針、主要施策(特に、デジタルの活用(DX)・グリーン化(GX))、経営目標の再検討の要否に関する助言など

オ 投資・財政計画策定の支援

令和36年度までの投資・財政計画(原案は本市が作成)の原案の確認など

カ 経営戦略改定版作成

令和18年度までの経営戦略改定案を作成するにあたり、文案作成に係る各所管 課への照会の回答集約の支援(3回程度の回答集約を想定)、レイアウト・デザイン 調整後の改定版の作成など

キ 経営戦略概要版作成 経営戦略概要版の作成

ク 重点実行計画改定版作成

令和18年度までの重点実行計画改定案を作成するにあたり、文案作成に係る各所管課への照会の回答集約の支援(3回程度の回答集約を想定)、レイアウト・デザイン調整後の改定版の作成など

ケ 重点実行計画概要版作成 重点実行計画概要版の作成

コ 料金原価の算定・分析 料金原価の算定(原価算定期間は4年、8年及び12年の3パターン)・分析

(2) 下水道事業に関する業務

ア 経営戦略改定に必要な資料収集の支援 収集すべき資料のリスト化など

イ 経営の現状分析の実施

決算分析による現投資・財政計画との乖離要因の分析と対策案の提示など

ウ 有収水量予測・料金シミュレーションの実施 令和36年度までの有収水量・料金シミュレーションの予測(楽観・中間・悲観の 最低限3パターン)の実施

エ 主要施策、経営目標の再検討の支援 有収水量予測を踏まえて主要施策 (特に、デジタルの活用 (DX)・グリーン化 (GX) の施策)、経営目標の再検討の要否に関する助言など

オ 投資・財政計画策定の支援

令和36年度までの投資・財政計画(原案は本市が作成)の原案の確認など

カ 経営戦略改定版作成

令和18年度までの経営戦略改定案を作成するにあたり、文案作成に係る各所管 課への照会の回答集約の支援(3回程度の回答集約を想定)、レイアウト・デザイン 調整後の改定版の作成など

キ 経営戦略概要版作成経営戦略概要版の作成

- ク 使用料対象原価の算定・分析、社会資本整備総合交付金交付要綱への対応 使用料対象原価の算定(原価算定期間は4年、8年及び12年の3パターン)・分 析、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定など最新の交付要綱への対応
- (3) ガス事業に関する業務
 - ア 経営戦略改定に必要な資料収集の支援 収集すべき資料のリスト化など
 - イ 経営の現状分析の実施 決算分析による現投資・財政計画との乖離要因の分析と対策案の提示など
 - ウ 託送供給量・料金シミュレーション予測の実施 令和36年度までの託送供給量・料金シミュレーションの予測(楽観・中間・悲観 の最低限3パターン)の実施
 - エ 主要施策、経営目標の再検討の支援 託送供給量予測を踏まえて主要施策(特に、デジタルの活用(DX)・グリーン化(GX) の施策)、経営目標の再検討の要否に関する助言など
 - オ 投資・財政計画策定の支援 令和36年度までの投資・財政計画(原案は本市が作成)の原案の確認など
 - カ 経営戦略改定版作成

令和18年度までの経営戦略改定案を作成するにあたり、文案作成に係る各所管 課への照会の回答集約の支援(3回程度の回答集約を想定)、レイアウト・デザイン 調整後の改定版の作成など

キ 経営戦略概要版作成経営戦略概要版の作成

- (4) 共通業務
 - ア 庁内検討会議説明資料・議事録の作成及び出席 甲が開催する庁内検討会議(4回程度を想定)説明資料及び議事録の作成と会議へ の出席
 - イ 打ち合わせ協議資料・議事録の作成及び出席 アの他、甲との打ち合わせ協議(月1回程度を想定)時の資料及び議事録の作成と 協議への出席
 - ウ 議会説明資料の作成
 - 12月に開催される市議会常任委員会における経過等説明資料の作成
 - エ 他事業者の取組状況等調査の支援 他事業者の先進的な取組やその他甲が指示する調査の準備など
- (5) その他本業務を円滑に実施するための必要な支援

(1) から(4) までの業務のほか、企画提案書において提案のあった業務の実施

第3章 成果物

(成果物)

- 第12条 本業務の成果物は、次のとおりとする。なお、電子化情報は、全て甲が編集可能 な状態で納品すること。
- (1) 業務実施にあたって作成した資料等の電子データを格納した CD-ROM 2 枚
- (2) (1)のうち、主要な資料等として甲が指定したデータを紙に出力し、綴じたチューブファイル 2冊

(成果物の訂正、補足等)

第13条 乙は、成果物に乙の過失又は遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、甲が必要と認める訂正、補足その他適切な処置を速やかに行うものとする。

(成果物の帰属)

第14条 成果物の管理および権利は全て甲に帰属するものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は、成果物を公表、貸与してはならない。

第4章 そ の 他

(疑義の決定)

第15条 その他本業務を遂行するに当たって必要な事項については、甲乙協議の上で決 定することとする。

令和 年 月 日

不当要求 不当介入「業務妨害」事案通報書

滋賀県 警察署長 様

大津市公営企業管理者 様

(報告者)

				滋賀県	警察署
			取扱警察		課
受 託 者	所在地	(本社)		電話 (F A X () —) —
		(現場事務所)		電話 (F A X () –
	名 称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者等	(通報者の職・氏名)		電話() –
		(対応者) 所属会社名 氏 名		電話() —
不当介入の 行為者	住 所			電話(FAX(} _
	所 属				
	役 職				
	氏 名				
発生日時・	令和	年 月 日	時 分頃		
場所	〔元請・	下請] (下請の場合は、現場事務	§所の所在地)	電話 (FAX (), –
業務件名					
不当介入の					
内容・被害					
の状況					
警察への通報の状況	(警察へ	への通報) 有・	無		
	(通報分	先警察署) 滋賀	『 県 警察	署	課
	(通幹	日 時) 令和	1 年 月	日 時	: 分頃

- 注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あ て電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警 察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付するこ

 - と。 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が 聞き取り調査をして記入し、通報すること。 4 ※の欄は、警察署において記入すること。